



札幌医科大学における女性職員の活躍推進に関する 一般事業主行動計画

本学では、「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」第8条第1項の規定に基づき、男女共に職業生活と家庭生活の両立を図ることができるような、働きやすい職場環境を整え、職員一人ひとりがその能力を最大限に発揮することにより、女性の活躍をさらに推進するため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成28年5月20日～平成33年3月31日

なお、「札幌医科大学職員子育て支援行動計画」(※1)の計画期間が、平成31年度までであること等から、計画の見直しの状況等により、必要に応じて本計画の見直し等を行うこととする。(※1 計画期間：平成27年度～平成31年度)

2. 本学の課題

採用した職員に占める女性の割合に鑑み、管理職に占める女性の割合が低い

本学においては、採用女性割合が過半数を超えていることから、女性の個性と能力を十分に発揮できるよう、管理職に占める女性の割合を引き上げることとし、役付職員への登用を見据えた人材育成や職場環境づくりに努める。

3. 目標

管理職に占める女性の割合を22.0%以上とする

4. 取組内容

人材育成に関する取り組みや、家庭と仕事の両立を支援する職場環境づくりを推進する

- (1) 役付職員への登用を見据えた人材育成の強化を図る。
 - 平成28年度中
・ 人事評価制度を導入し、職責に応じた業務能力の向上を図る。
 - 平成28年4月～
・ マネジメント研修等の人材育成に繋がる研修の実施及び受講しやすい環境づくりに努める。
- (2) ワーク・ライフ・バランスを充実させるため、時間外勤務の削減に努める。
 - 平成28年4月～
・ 各月において、ノー残業デーを設定する。
・ 時間外勤務削減の強調運動月間等を設定する。
・ 毎月、前月分の時間外勤務の業務内容を検証する。
・ 係内での業務分担の調整など職場環境の改善を図る。
・ 定時退勤を積極的に呼びかけるなど、職場全体で時間外勤務削減に対する意識の醸成に取り組む。
- (3) 男性職員の育児参加への啓蒙と働きやすい職場環境づくりを推進する。
 - 平成28年4月～
・ 男性職員の積極的な育児参加を啓蒙するため、制度の内容をわかりやすく取りまとめ、学内専用HPへの掲載や資料の配付などにより、周知徹底に努める。
・ 保育園については、これまでの24時間保育と併せて、学童保育を導入し、一人でも多くの利用が図られるよう保育内容の充実を努める。